厚生労働省 **岡山労働局** **Press Release**

岡山労働局発表
令和８年10月29日

報道関係者　各位

【照会先】
岡山労働局　労働基準部　監督課
監督課長　貞宗　恵治
過重労働特別監督監理官　妹尾　直紀
電話 086－225－2015

11月は「過労死等防止啓発月間」、「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」

岡山労働局では、過労死や長時間労働の防止に向けて、シンポジウムの開催や労働局長によるベストプラクティス企業訪問、長時間労働が行われていると考えられる事業場への重点監督などを実施します。

また、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、「しわ寄せ」防止対策の取組の周知・啓発などを行います。

【取組の概要】

1　過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します【資料No.１】

日時：**11月30日（月）14時～**

場所：**岡山国際交流センター（２階 国際会議場）**
（岡山市北区奉還町２丁目2-1）

内容：

・講演①：「カスタマーハラスメントの現状と課題」

・講演②：「レスタビリティ（休む力）を高めるために：疲れたら休む（個人）、休める（職場）、休ませる（社会）」

・過労死遺族による講話



2　過重労働解消キャンペーン【資料No.２】

（１）**労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問**

訪問先：**社会福祉法人津山福祉会　特別養護老人ホーム高寿園**
（所在地：津山市下高倉西1581-1）
日　時：令和８年11月13日（金）10：00～（予定）
備　考：**※当日の取材が可能です。**



（２）過重労働相談受付集中期間および特別労働相談受付日の設定

労働条件の改善や過重労働の解消に向けて、集中的に相談を実施します。

① 過重労働相談受付集中期間（窓口・情報受付）

期間：11月1日～11月7日　※1日（日）・3日（祝）・7日（土）を除く

場所：岡山労働局、県内各労働基準監督署

② 特別労働相談受付日（全国一斉無料電話相談）

日時：11月7日（土）９：００～１７：００

実施内容：フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を開設。
全国一斉に労働基準監督官が相談に対応。

電話番号：０１２０－７９４－７１３
（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

（３）長時間労働が行われていると考えられる事業場等への重点監督を行います

ア　過労死等に係る労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等

イ　労働基準監督署、ハローワークなどに寄せられた相談等から、離職率が極端に高い等の問題があると考えられる事業場等

（４）「知っておきたい最新の労働ルールと職場づくり」説明会を開催！【資料№３】

時間外労働の上限規制、ストレスチェック制度、カスタマーハラスメント対策等、最新の労働関係制度について説明会を開催。

３　「しわ寄せ」防止の周知・啓発【資料№４】

大企業・委託事業者による長時間労働の削減や働き方改革の取組が、取引先中小事業者への短納期発注や急な仕様変更など「しわ寄せ」を生じさせないよう、以下の取組を行います。

ア　**「しわ寄せ」防止キャンペーン月間**を中心に積極的な周知啓発活動

イ　岡山労働局・労働基準監督署に寄せられた「しわ寄せ」に関する相談を中国経済産業局に情報提供

ウ　監督指導で労働基準関係法令違反が認められ、その背景に委託事業者による取適法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁へ通報

●過労死防止に関する特設サイト

しごとより、いのち。　検索

資料No. 1

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岡 山 会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日 時 2026.
11月30日(月)
14:00～16:45（受付13:30～）

会 場
岡山国際交流センター
2F 国際会議場
（岡山市北区奉還町2丁目2番1号）

講演①

カスタマーハラスメントの現状と課題：法制化の動向と企業に求められる対応

関西大学社会学部 教授 池内 裕美 氏



講演②

レスタビリティ（休む力）を高めるために：疲れたら休む（個人）、休める（職場）、休ませる（社会）

（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター 上席研究員 久保 智英 氏



◎お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：岡山県、岡山県市長会、岡山県町村会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
一般社団法人岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、一般社団法人岡山経済同友会、
岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会

岡山会場

プログラム

［講 演①］

「カスタマーハラスメントの現状と課題：法制化の動向と企業に求められる対応」

池内 裕美 氏（関西大学社会学部 教授）

［講 演②］

「レスタビリティ（休む力）を高めるために：疲れたら休む（個人）、休める（職場）、休ませる（社会）」

久保 智英 氏（独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 上席研究員）

［過労死ご遺族の声］

池内 裕美 氏

関西大学社会学部 教授

関西学院大学大学院商学研究科博士課程前期課程、同大学院社会学研究科博士課程前期・後期課程修了。博士（社会学）。広告デザイン会社勤務、日本学術振興会特別研究員（DC2・PD）を経て、2003年4月関西大学社会学部に専任講師として着任。2011年より現職。専門は社会心理学、消費心理学。主な研究テーマは、過剰なクレームやモノのため込み、買物依存といった「逸脱的消費者行動」（消費者の問題行動）に関する心理的メカニズムの解明。近年は、カスタマーハラスメント対策に関する企業・行政との連携や、自治体における条例制定・対策検討などにも専門委員として携わっている。新聞・テレビ等のメディアへのコメント提供も多数。主な著書に「新版・暮らしの中の社会心理学」（分担執筆、ナカニシヤ出版、2024年）、「消費者行動の心理学―消費者と企業のよりよい関係性―」（分担執筆、北大路書房、2019年）、「消費者心理学」（共編著、勁草書房、2018年）など。

久保 智英 氏

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 上席研究員

2003年 3月 中央大学文学研究科心理学専攻にて修士（心理学）、
2007年10月 名古屋市立大学医学研究科にて博士（医学）を取得。
2008年 4月 （独）労働安全衛生総合研究所に任期付研究員として着任。2017年4月より上席研究員。
2011年 2月 フィンランド労働衛生研究所にて客員研究員。

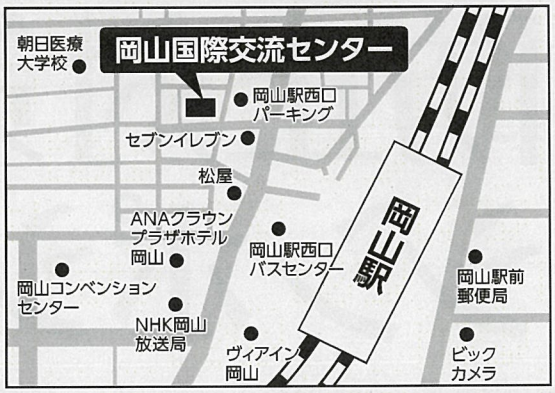
専門は産業保健心理学、睡眠衛生学、労働科学。
現在は勤務間インターバル、つながらない権利と疲労回復の関係や、自主対応型の疲労対策としての職場の疲労カウンセリングの研究に従事。

会場のご案内

岡山国際交流センター 2F 国際会議場

（岡山市北区奉還町2丁目2番1号）

・JR岡山駅 運動公園口（西口）から徒歩3分



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら ▶ 過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 052-915-1523**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士
□ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死等の当事者・家族
□ その他［ ］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電 話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ　過労死等を防止するための対策BOOK



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料　11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。
過労死等防止対策推進シンポジウム▶0570-036-222　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

11月は過労死等防止啓発月間です。
過労死等防止啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

1　労使の主体的な取組を促進します
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2　労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します
都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3　長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します
長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4　労働相談を実施します　相談無料
11月7日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和8年11月7日（土）
9:00～17:00

なくしましょう　長い残業
0120-794-713

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

5　過重労働解消のためのセミナーを開催します　参加費無料
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。
＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。　参加費無料
＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

資料No.2

【参加費無料】説明会のご案内　資料No. 3

岡山労働局主催

＼労務担当者様　必見／

「知っておきたい最新の労働ルールと職場づくり」説明会

～上限規制、ストレスチェック、同一労働同一賃金、カスハラ対策～

知らなかったでは済まされない重要法改正と従業員が安心して働ける職場づくりのポイントをわかりやすく解説します！

説明内容（各回共通・約2時間）

1回の説明会で、次の4テーマを解説します。

※なお、①上限規制については回によって対象業種を限定する場合があります。

① 上限規制

時間外労働の上限規制、36協定の締結・届出、適正な労働時間管理等について説明。

② ストレスチェック

2028年4月1日からスタートする労働者数50人未満の事業者に対するストレスチェックの義務化について説明。

③ 同一労働同一賃金

最新の同一労働同一賃金ガイドラインと改正パート・有期雇用労働法について説明。

④ カスハラ対策

顧客等によるハラスメントから従業員を守るために事業場が講ずべき措置等について説明。

形式	オンライン　または　会場（津山）
日時	オンライン：11/6、11/17、11/26、12/11、12/23、1/21 会　　場：12/9、1/22
参加費 / 対象	無料 / 事業主・人事労務担当者の方（事前申込制）
講師	岡山県内の労働基準監督署・岡山労働局の職員 岡山働き方改革推進支援センター専門家

【お申込みはこちら】

申込専用HP（働き方改革に関する説明会サイト）からお申し込みください。

※説明会の申込は開催月の前月10日頃から開始します。

説明会の日時や内容の詳細は、右記申込専用HPまたは岡山労働局HPでご確認ください。



（岡山労働局HP）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【お問い合わせ先】
（厚生労働省委託事業）令和８年度時間外労働の上限規制等に関する説明会事務局
［受託事業者：（株）日本能率協会マネジメントセンター］
電　話　03-6362-4825
E-mail　jogenkisei-support@jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp

資料No. 4

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.html

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418 -618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)